

錦江町農業委員会 5月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

| | | |
|------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 宿利原 勝吉 |
| 会長代理 | 2番 | 鈴 一磨 |
| 委員 | 3番 | 徳永 哲朗 |
| 委員 | 4番 | 毛下 利美 |
| 委員 | 5番 | 鳥越 秀一 |
| 委員 | 6番 | 元丸 敏朗 |
| 委員 | 7番 | 寺田 郁哉 |
| 委員 | 8番 | 貫見 和洋 |
| 委員 | 9番 | 内菌 雄治 |
| 委員 | 10番 | 鍋 康博 |
| 委員 | 11番 | 本釜 好子 |
| 委員 | 12番 | 宿利原 進 |
| 委員 | 13番 | 安水 純一 |
| 委員 | 14番 | 坂元 博美 |

| | |
|-------------|--------|
| 農地利用最適化推進委員 | 内菌 政文 |
| 農地利用最適化推進委員 | 山中 徹 |
| 農地利用最適化推進委員 | 水流 佳文 |
| 農地利用最適化推進委員 | 竹原 政洋 |
| 農地利用最適化推進委員 | 畠中 正秋 |
| 農地利用最適化推進委員 | 折小野 道男 |
| 農地利用最適化推進委員 | 横原 利己 |
| 農地利用最適化推進委員 | 弓指 義洋 |

○ 欠席 鳥越委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表について

| | |
|-------|---|
| ○事務局 | ただいまより、令和5年5月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。農業委員会憲章の朗読を本日は9番内菌委員にお願いいたします。 |
| ○内菌委員 | 憲章朗読 |
| ○事務局 | ありがとうございました。それでは会長がご挨拶申し上げます。 |
| ○会長 | 皆さんこんにちは。このメンバーでは後、数回だけではありますが、皆さん、ご苦労さまでございました。改選で大分、入れ替わりがあるそうですので、よろしくをお願いいたします。それではただいまより、令和5年5月錦江町農業委員会の議事を開会します。本日は鳥越委員から欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、徳永委員と毛下委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、報告の方をお願いいたします。 |
| ○事務局 | はい。5月の会務報告を行います。10日に常設審議委員会が鹿児島市で行われまして永田書記が出席しております。15日には農地法・農振法事務担当者研修会がございまして永田書記が出席しております。17日は、農業委員会会長・事務局長等会議が鹿児島市でございまして会長と私が出席しております。18日は役場で町の農業者年金の受給者会理事会を開催いたしました。理事会といいますか、解散の報告ということで、令和4年度末をもって本町の農業者年金受給者会は解散をいたしております。同じく18日に第1回大隅地区農業委員会連絡協議会事務局長会議が鹿屋市でございまして、私が出席しております。22日は非農地証明の関係の現地調査を行いまして、貫見委員、弓指推進委員に立会いをお願いいたしました。永田書記、舞原書記、折久木書記が、同行しております。25日は本日、農業委員会の5月定例総会でございます。来週の30日31日は、全国農業委員会会長大会が東京でございまして、宿利原会長と永田書記が出席する予定でございまして。以上です。 |
| ○会長 | ただいまの会務報告について質問等ありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。 |
| ○事務局 | はい。では3ページをお開きください。受付番号1番になります。譲渡人の方が、〇〇さん、笑喜の方です。経営規模についてはお目通しください。場所につきましては、いずれも大字神川で、字が大牧の6045番と平二郎尾崎の6087番3とカヤカ迫の6112番2です。台帳、現況地目ともに、全て畑となっております。地積につきましては合計で1万2,982㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、笑喜の方です。経営規模については、お目通しください。以上になります。 |

| | |
|-------|--|
| ○会長 | 次に受付番号1番について、私のほうで報告をいたします。この案件は、4月に、あっせんで上がった案件でございます。譲受人の〇〇さんに、この畑を買ってもらおうというお願いに行ったところ、成立しました。価格は一町2反歩全部で、〇〇円で決まりました。〇〇さんは認定農業者でもあり、何ら問題はないかと思われま。事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。 |
| ○貫見委員 | 価格は、いま〇〇円でいいましたけ。 |
| ○会長 | 〇〇円です。 |
| ○安水委員 | ここは開発地ですかそれとも普通の昔ながらの畑。 |
| ○会長 | 昔ながらのと1枚は7反ぐらいの広い畑で。本人に相談したら、あまり乗り気ではなかったんですが、買わんならねということでした。ほかにありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | 質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第5号については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | 異議なしと認めます。したがって議案第5号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第6号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2回に分けて審議したいと思います。ご異議ありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | 異議なしと認めます。それでは受付番号17番から30番について事務局の説明をお願いいたします。 |
| ○事務局 | それでは5ページからになります。受付番号17番、貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代川原字花瀬4121番6です。地目が田、地積が1,137㎡です。期間が令和5年5月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、池野の方です。受付番号18番から22番の貸し人が〇〇さん、神川城の方です。場所につきましては、5筆ありまして、お目通しください。地目につきましては、田が4筆、畑が1筆です。地積につきましては、合計で8,893㎡です。貸付け期間が令和5年5月26日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては、田んぼの4筆につきましては、水利費と米〇〇kgとなっております。畑につきましては〇〇円となっております。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号23から25番の貸し人が、〇〇さん、命苦の方です。場所につきましては3筆ありまして、いずれも神川字二ノ塚です。地番はお目通しください。地目が全て畑、地積につきましては合計で1万2,000㎡です。貸付け期間が令和5年5月26日から令和7年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、神川中の方です。受付番号26、27番の貸し人が、〇〇さ |

| | |
|---------|--|
| | <p>ん、鹿屋市の方です。場所が2筆ありまして、いずれも神川字帰り山です。地番につきましてはお目通しください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で5,314㎡です。期間が令和5年5月26日から令和10年12月14日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川中の方になります。ページめくりまして6ページです。受付番号28番の貸し人の方が、〇〇さん、広島県の方です。場所が馬場字深山ヶ平5411番1です。地目が田、地積が1,268㎡です。期間が令和5年5月26日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、半下石の方です。受付番号29、30の貸し人が、〇〇さん、半下石の方です。場所が2筆ありまして、いずれも馬場字岩迫です。地番はお目通しください。地目がいずれも田、地積が合計で2,000㎡です。貸付け期間が令和5年5月26日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては、全部で米〇〇俵ということです。借り人の方が、〇〇さん、半下石の方です。借り人の方の、経営状況などの詳細につきましては別紙でA4の横の用紙を配っておりますので、そちらのほうを参考にしてください。以上になります。</p> |
| ○会長 | <p>ただいま説明がありましたがここで、元丸委員の報告をお願いいたします。</p> |
| ○元丸委員 | <p>はい、報告します。この土地は、2枚で段違いになっていたわけですが、貸し人の〇〇さんに相談しまして、1枚に町の事業を利用して改善したところです。この借り人の〇〇さんはまだ就農して3年ぐらいですが、夫婦して一生懸命頑張っております。畜舎の周辺とか、農地の周辺も、きれいに管理しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| ○会長 | <p>次に、内菌委員の報告をお願いいたします。</p> |
| ○内菌委員 | <p>はい。受付番号18番から22番の案件ですが、この案件は、もともと〇〇さんが作っていた土地を、今回、利用権設定を結ぶということになりました。〇〇さんは、ジャガイモと水稻を主に作っておられて、農地周り、農地ともにきれいに整備されており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| ○会長 | <p>次に宿利原委員の報告をお願いいたします。</p> |
| ○宿利原委員 | <p>はい。23番から25番の借り人の〇〇さんは、認定農業者でもあり、継続案件でもありますので問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| ○会長 | <p>次に竹原推進委員の報告をお願いいたします。</p> |
| ○竹原推進委員 | <p>26番と27番の借り人の〇〇さんは、畑周りもきれいにされますので、問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。</p> |
| ○会長 | <p>次に畠中推進委員の報告をお願いいたします。</p> |
| ○畠中推進委員 | <p>28から30について報告します。この田には現在、飼料米が植えてあります。農地の利用状況もよく問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| ○会長 | <p>ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p> |
| ○事務局 | <p>1件よろしいですか。18番から22番の利用権なんですが、水利費と米とな</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>っていまして、水利費は鳥浜の水利組合に確認しましたところ、〇〇円だそう です年間。</p> |
| ○会長 | <p>ほかにありませんか。</p> |
| ○委員 | <p>なし。</p> |
| ○会長 | <p>質疑なしと認め採決します。受付番号 17 番から 30 番については原案のとおり 許可することに異議ありませんか。</p> |
| ○委員 | <p>異議なし。</p> |
| ○会長 | <p>異議なしと認めます。したがいまして受付番号 17 番から 30 番については原 案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 31 番から 35 番につい て審議しますので、説明をお願いいたします。</p> |
| ○事務局 | <p>それでは受付番号 31 番です。貸し人の方が、〇〇さん、折小野の方です。 場所が田代麓字中塚 1838 番 6、地目が田、地積が 1,438 m²です。期間が令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までです。小作料が〇〇円です。すいま せん、ここからの 31 番からにつきましては、農地中間管理事業に関わるもの ですので、借り人の方は全部、県地域振興公社になっております。では、受付 番号 32 番の貸し人の方が〇〇さん、南松園の方です。場所が田代麓字松ノ崎 4994 番 12、地目が畑、地積が 3,381 m²です。期間が令和 5 年 6 月 1 日から令 和 10 年 5 月 31 日までです。小作料が〇〇円です。受付番号 33 番の貸し人が 〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字カチャ 1611 番 1、地目が畑、 地積が 1,117 m²です。貸付け期間が令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 34 番の貸し人が〇〇さん、山之 口の方です。場所が馬場字ホケノ頭 6130 番 1、地目が畑、地積が 7,655 m²で す。期間が令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までです。小作料は〇〇 円です。受付番号 35 番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が馬 場字ホケノ頭 6138 番 1、地目が畑、地積が 3,279 m²です。期間が令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。別紙で A 3 の 横の用紙が配ってあると思うんですけども、そちらのほうが配分計画案にな っておりまして、今回の 31 番からの分については 3 番から 7 番になります。 上の 1 番と 2 番につきましては、既にもう貸出してあったもので、今度、耕作 者の方が変更になった分になります。以上になります。</p> |
| ○会長 | <p>事務局からの説明がありましたが質疑はありませんか。</p> |
| ○委員 | <p>なし。</p> |
| ○会長 | <p>質疑なしと認め採決します。受付番号 31 番から 35 番については、原案のと おり許可することに異議ありませんか。</p> |
| ○委員 | <p>なし。</p> |
| ○会長 | <p>異議なしと認めます。したがいまして受付番号 31 番から 35 番については、 原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 7 号非農地証明願に ついては、申請の取下げがありましたので、議案第 8 号令和 4 年度農業委員会 の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議</p> |

| | |
|-------|---|
| | 題としますので、事務局の説明をお願いします。 |
| ○事務局 | (資料により説明) |
| ○会長 | 事務局の説明がありましたが質疑はありませんか。 |
| ○毛下委員 | パパイヤはなんか流行ったことがあったんですけど、最近全然聞かないんですけど、耕作者はどうでしょうか。 |
| ○事務局 | すみません。中間管理事業のほうで、農地を借りていらっしやった関係で、現場を見たり、それから新規就農者ということで、指導農業士の方から指導していただくということで、お話を伺ったところ、それからパパイヤされていらっしやなくて、県の方もですね、ご連絡を取られるんですけど、もう全く連絡がとれない状況になられているところです。 |
| ○毛下委員 | いや、田代の野首っていうところ湿地帯だったんですけど、そこにパパイヤを植えようと、後何年かしたらって最初聞いてたんですけど、そこもどうなるかわかんないですね。 |
| ○事務局 | 出来ていない状況です。 |
| ○会長 | ほかにありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | 質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第8号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。 |
| ○委員 | なし。 |
| ○会長 | 異議なしと認めます。したがって議案第8号については原案のとおり決定しました。以上で令和5年5月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。 |
| ○事務局 | それでは、令和5年5月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。 |

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

3 番

4 番

議事録調整者